

係留許可事項の変更にあたって

清水港管理局

係留許可事項の変更について

係留許可申請の時に申請書に記入して頂いた内容に変更があったときには、係留許可事項の変更届を提出してください。

特に、住所が変わった場合に住所変更の手続をされませんと、次回以降の申請書類を送りすることができません。忘れずに手続を行ってください。

手続を行っていただく事項

住所が変わったとき

転居などにより、住所が変わったときに届出てください。

氏名が変わったとき

結婚などにより氏名が変わったときに届出てください。

勤務先が変わったとき

転勤等で勤務先（住所、電話番号なども含む）が変わったときに届出てください。

電話番号が変わったとき

自宅や携帯の電話番号が変わったときに届出てください。

共同所有者が減ったとき

共同所有者が減ったときに届出てください。

手続に必要な書類

プレジャーボート係留施設使用許可事項変更届出書

ステッカー番号、許可船舶名などのデータを印字したものを送りします。

届出者欄：氏名・住所を確認し間違いがない場合には、押印してください。

変更事項：変更する項目を「住所」「氏名」「自宅電話番号」など記入してください。

変更前：変更前の住所、電話番号などの事項を記入してください。

変更後：変更後の住所、電話番号などの事項を記入してください。

添付書類

申請時に添付が必要となる事項について変更があった場合には、変更となった書類を添付してください。

添付書類：住民票（住所、氏名が変更となった場合）

船舶免許（氏名が変更となった場合）

船舶検査証（船名が変更となった場合）